

# 「令和３年８月福岡県豪雨災害義援金」募集要綱（第１版）

社会福祉法人福岡県共同募金会

## 1 趣旨

令和３年８月１１日から大雨により、県内各地で人的被害や家屋の損壊・浸水等の深刻な被害が発生し、久留米市には災害救助法が適用されました。

福岡県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

## 2 義援金の名称

令和３年８月福岡県豪雨災害義援金

## 3 受付期間

令和３年８月１７日（火）から令和３年１２月３０日（木）まで

## 4 義援金受入口座

| 金融機関             | 支店名                      | 口座番号            | 口座名義                    |
|------------------|--------------------------|-----------------|-------------------------|
| ゆうちょ銀行(※１)       | 口座記号番号<br>００９２０－０－２１２５４０ |                 | 福岡県共同募金会令和３年<br>豪雨災害義援金 |
| 福岡銀行(※２)         | 春日原支店<br>(２７７)           | 普通預金<br>口座番号調整中 | 社会福祉法人福岡県共同募<br>金会      |
| 西日本シティ銀行<br>(※２) | 春日原支店<br>(００３)           | 普通預金<br>口座番号調整中 |                         |

※１ ゆうちょ銀行における窓口での振替料金は無料。

※２ ゆうちょ銀行以外の銀行、ＡＴＭ及びインターネットバンキングを利用しての振込みは手数料有料。

## 5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、福岡県災害対策本部へ送金し、福岡県が設置する義援金品配分委員会を通じて被災者に配分されます。

## 6 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和3年8月福岡県豪雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付ください。後日、領収書を発行します。

## 7 その他

(1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

(2) この要綱は、令和3年8月17日から施行します。

## 8 問い合わせ先

社会福祉法人福岡県共同募金会

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ内

TEL 092-584-3388 FAX 092-584-3386

E-mail bokin@fuku-shakyo.jp